慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「近代財政」の再検討
Sub Title	"Modern public finance" reconsidered
Author	村松, 怜(Muramatsu, Ryo)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2015
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.107, No.4 (2015. 1) ,p.613(69)- 628(84)
JaLC DOI	10.14991/001.20150101-0069
Abstract	本稿では, 日本の財政学における「近代財政」の概念について再検討する。「近代財政」にある程度一致した認識はあるものの, 何をもって「近代」とするか, という基準は必ずしも明確ではないことが明らかとなった。一方, 1990年代以降に盛んとなった西洋史における「近代」財政史研究を見ていくことで, 「財政国家」概念, 財政制度の中央集権制の問題など, 財政学においてこれまで十分に検討されてこなかった論点が存在することがわかった。
Notes	特集 : 財政学の批判的検討
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20150101-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「近代財政」の再検討

村松　怜

本稿では、日本の財政学における「近代財政」の概念について再検討する。「近代財政」にある程度一致した認識はあるものの、何をもって「近代」とするか、という基準は必ずしも明確ではないことが明らかとなった。一方、1990 年代以降に盛んとなった西洋史における「近代」財政史研究を見ていくことで、「財政国家」概念、財政制度の中央集権制の問題など、財政学においてこれまで十分に検討されてこなかった論点が存在することがわかった。

Abstract

This study reconsiders the concept of “modern public finance” in Japanese public finance studies. Clearly, although “modern public finance” has a certain uniform recognition, the standards that characterize it as “modern” are not necessarily clear. On the other hand, looking at “modern” public finance history scholarship in Western history, which became popular in the 1990s, it can be understood as the existence of issues that were not sufficiently considered until now in public finance studies such as the concept of the “fiscal state” and the problem of centralization of the public finance system, and so on.

「三田学会雑誌」107 巻 4 号（2015 年 1 月）

「近代財政」の再検討*

村　松　　怜

要　　旨

本稿では，日本の財政学における「近代財政」の概念について再検討する。「近代財政」にある程度一致した認識はあるものの，何をもって「近代」とするか，という基準は必ずしも明確ではないことが明らかとなった。一方，1990 年代以降に盛んとなった西洋史における「近代」財政史研究を見ていくことで，「財政国家」概念，財政制度の中央集権制の問題など，財政学においてこれまで十分に検討されてこなかった論点が存在することがわかった。

キーワード

財政学，近代財政，「新しい財政史」，財政国家，中央集権制

はじめに

本稿の課題は日本の財政学における「近代財政」について再検討することである。しかし，なぜ「近代財政」の再検討が必要なのか。その答えは必ずしも簡単ではないが，第一に，後述するように，日本の財政学ではその対象を「近代財政」に限定してきた。しかし，その「近代」の意味については，必ずしも十分に検討されてきたとは言い難い。第二に，特に西洋経済史の研究において，「近代国家」の形成過程に関する研究が盛んに行われている。そしてその中で「近代」の財政制度への関心も大きく高まっている状況にある。それらの研究を見ていく中で，財政学に対しても何か新たな論点を発見することができないか，既存の財政学を少しでも相対化できないか，検討の余地はあるのではないかと考える。本稿でこれらの課題に十分答えることはできないものの，あえて「近代財政」について再検討を試みようというのは，以上のような動機からである。

＊　本稿は 2014 年 11 月 1 日に慶應義塾大学で開催されたコンファレンス「財政学の批判的検討」における報告にもとづいている。コンファレンスにおいて，大島通義慶應義塾大学名誉教授より多くの貴重なコメントを頂戴した。ここに記して深謝したい。

1. 財政学における「近代」

これまでの日本の財政学においては，その対象は「近代財政」に限定されてきたと言ってよい。事実,「近代」という言葉を冠した多くの財政学の教科書が出版されてきたのは周知のとおりである。加えて，そのような教科書においてさえ,「近代財政」の意味が明確にされていない場合も多い。それほどまでに，財政学の対象としての「近代財政」の意味は自明のものとして捉えられてきたと考えられる。しかしここでは，その「近代」の財政とは具体的に何を意味するものであったのか，つまり，これまでの財政学の対象とされてきた「近代財政」とはどのようなものであると捉えられてきたのか，という点を改めて見ていくことから始めたい。

既述のように,「近代財政」という言葉が使われる場合でも，その定義・意味が明確に示されずに使われていることが多いが，その意味を明確に示しているものも存在する。その第一は，肥後［1993］である。肥後は,「財政学の主たる対象となる財政とは，資本主義経済の発展と表裏一体をなす近代市民国家の成立にともなって確立した近代財政」とした上で,「近代財政の理想型」を次のように述べる（肥後［1993：4ff.］)。第一に,「近代財政は，近代国家の財政であり，君主の私的家計の管理とは明確に区別され，国民に対し責任を負う公的な個別経済（もしくは公共家計)」である。第二に,「近代財政におけるもっとも基本的な収入源は貨幣形態で徴収される租税」である一方,「租税収入が従属地位におかれている点が絶対王制時代の特徴」である。第三に,「近代財政の主体が家産国家（Patrimonialstaat）ではなくして租税国家（Steuerstaat）であり，言葉をかえていえば近代市民国家である，という点である。土地と人民が主権者の所有権の対象とみなされている家産国家に対して，租税国家とは，領民と領地からなる厖大な官有財産や個別的特権を放棄して，もっぱら最高の国家主権から派生する課税権にもとづいて自己の職能を遂行する国家である」。その家産国家から租税国家への移行には，次のような条件が必要であった。まず政治的側面においては「軍事力を強化するために必要となった近代的軍隊維持のための費用の増大」，経済的側面においては，貨幣経済の浸透と商工業の発達に伴う，私有財産権の広範な確立と経済活動の自由の拡大が生じる。そして同時に等族会議が国王から租税承認権（および経費承認権）を勝ち取り，やがて近代的議会へと体制変化を生ずる。「ここにおいて，国家権力，およびその最高の意思決定機関としての議会の基礎は，…（中略）…いまや経済的・政治的実力をそなえるようになった近代的市民階級の総体的な支持と承認におかれるようになるのである。…（中略）…したがって，このような性格を有する租税国家とは，ほかならぬ近代市民国家であり，その成立の経済的基盤は，資本主義経済の生成過程のなかに求められる。つまり，近代財政とは，市民国家が資本主義経済の場においておこなう経済活動にほかならないのである」。

高橋［1988］も同様に,「財政学の研究対象は，さしあたり，われわれの現実の問題にもっとも密

接な関係をもっている近代財政あるいは資本主義財政に限定されてよいであろう」と述べた上で，「近代財政」の「特質」について次のように整理している（高橋［1988：4ff.］）。特質の第一は，「近代財政においては，国家は直接に生産物を支配するかわりに，まず社会から貨幣を調達し，その貨幣で必要な労働力や財貨を購入するという貨幣財政として行われるということである」。資本主義社会では，「国家もまた，その活動に必要な財貨や労働力を獲得するには，なんらかの方法で貨幣を入手し，それをもって，商品市場や労働市場で財貨や労働力を調達しなければならない。このように，近代財政は，国家が貨幣を国民経済から徴収し，それを支出してゆく過程である」。第二に，「近代財政は，このように国家による貨幣の収納と支出という形態であらわれるが，両者にはそれぞれの特徴がある。まず，貨幣の収納の方法は，①公権力の発動によって国民経済から貨幣を徴収する方法（租税），②国家が信用によって借り入れる方法（公債等），③国家が財貨やサーヴィスと交換によって貨幣をうる方法（公企業）に大別される。この場合，資本主義社会では，もともと私有財産制のもと国家は財産や資本をもたないのが原則であるから，租税による方法がもっとも基本的であり，近代財政の基礎をなすものである。資本主義国家が租税国家（Steuerstaat）といわれるのは，このためである」。第三に，「近代財政のいまひとつの特徴は，財政の民主的統制がその成立の要件とされている点である。近代財政の民主的統制，つまり財政民主主義は近代国家体制の根底をなす議会主義が，その生成発展の過程において，中心的な課題としたものである」。

加えて，吉田［2001］は簡潔に次のように述べている。「近代財政とは，一言でいえば，資本主義経済の上に立つ財政である。すなわち生産手段の私有と営業の自由を原則とする経済（今日よくいわれる「市場経済」）に立脚する近代国家の財政である。…（中略）…近代国家は王と貴族の支配から解き放たれた国家であるから，政治の原理としては民主主義を建前とする国家であり，議会政治の国家である」（吉田［2001：4］）。

以上で述べられているところによれば，「近代財政」は大体以下のようなものとして理解されてきたと言えよう。第一に，「近代財政」は資本主義経済に立脚するもので，私有財産制・貨幣経済を前提とするものである。第二に，収入の形態は貨幣で徴収される租税を基本とする。「家産国家」ではなく「無産国家」においては，財源を租税に依存せざるを得ないからである。第三に，「近代財政」は議会によって民主的に統制されるものである。この点において，「近代財政」は君主の私的家計とは区別される，国民に対して責任を負う「公的」な財政である。

一方，上記の肥後［1993］や高橋［1988］で使われている「租税国家」という言葉の持つ意味は微妙である。高橋［1988］においては，主として租税に依存する国家として「租税国家」という言葉を用いているようにも見えるが，肥後［1993］においては，「租税国家とは，ほかならぬ近代市民国家」としているように，単に租税に基礎を置く国家，という意味を超えるものとして捉えられていると言える。

ここで思い出されるのがシュンペーターの『租税国家の危機』（1918 年）である。周知のように

シュンペーターは，戦争という「共同の困難」を乗り切るための財政需要が，身分制議会の承諾による租税の徴収を発生させ，「公的」な領域としての「国家」を誕生させたとした。この国家が「租税国家としての近代国家」（大島［2013：97］）であった。大島［2013］の言うように，シュンペーターが「租税国家」という言葉に「単に税収に依存する国家というにとどまらない理解を刻み込んだ」，すなわち，「租税国家」を「私有財産制が確立した私的圏に対置」された「公共的」なものと捉えたと見れば（大島［2013：4，98］），「租税国家」は，上記で整理した「近代財政」の特徴をほとんど含むものとして理解できると言ってよい。

事実，木村［1958］は租税国家について次のように述べている（木村［1958：68ff.］）。「租税国家（Steuerstaat）とは，家産国家（Patrimonialstaat）に対する概念である。主権者が世襲的な領土に対して，上位所有権を有する家産国家とちがって，租税国家は，人と領地からなる財産や，個別的な特権を放棄し，もっぱら，課税権――それも最高の国家主権から派生する――によって，自己の職能を遂行するような国家である。私的なものに対して，みずからを公的なものとして，対立させることのできる国家であり，…（中略）…『法の前の平等』という市民階級の理念が実現されて，絶対主義のもとで温存された封建的・身分的な特権と，諸制限が撤廃されたとき，租税国家が観念される。…（中略）…経済的にも，政治的にも，社会的にも，私権が確認され，法によって明文で禁じられたもの以外は，なんでも個人が自由になしうるような体制――別のことばでいえば，資本主義の体制であるが，これが，租税国家の反面をなすのである」。さらに，「租税国家の形成を，公共的権力の，主権者個人からの，分離，ということに，むすびつけてかんがえてみると，それは，近代的立憲政治の形成ということと密接に関係してくる」。これは，「租税国家」を，上記に整理した「近代財政」とおおよそ同じ意味として捉えていることを示していると言える。また，大畑［1939］が「立憲国家，租税国家，資本主義経済の発展は大体に於て，互いに相寄り，相形成する，緊密な連係を有して居る」と述べたのも（大畑［1939：275］），同様の意味で捉えることができると言えよう。

その意味で，これまでの財政学では，「近代財政」＝「租税国家（近代国家）の財政」と捉えられてきたとも言える。そして，その意味するところは先に整理した「近代財政」とほとんど同様であった。

ただし，かつての日本の財政学において大きな影響力を持っていたと考えられるマルクス主義財政学においては，「近代財政」の基本的な捉え方は同様と考えられるものの[(1)]，そこにさらに独特な意味を付加していたと言える。マルクス主義財政学においては，「近代財政」の形成過程は次のように理解される。絶対王制期には，御料地収入および特権収入が主なものであったが，戦費などのため

（1）　武田他［1964］でも次のように指摘されている。「近代国家は…（中略）…資本主義経済の外にたちつつ，私有財産の果実にたいし公権力的に参与することによってあげる収入，すなわち租税収入によって経費をまかなわざるをえなくなるのであるが，まさにこのとき『租税国家』は成立するのである。」「近代国家は『租税国家』であり，『租税国家』はまた代議制国家たらざるをえない」（武田他［1964：172］，傍点は原文）。

に財源不足に陥る。そこで，臨時的な「全国的課徴」が次第に増大してくると同時に「暴力的収奪」の様相も強めてくることとなる。しかしそれは成立しつつあった私有財産権を侵害することに他ならなかった。したがって，絶対王制は「第三階級の攻撃にあわなければならない運命におかれていた」，すなわち「ブルジョア革命によって排除される運命」にあった。その革命を経て，「近代財政」ないしは「租税国家」が成立することとなるがゆえに，「近代財政」とは，「資本主義の発展の法則にそって運営されてゆく」，すなわち「まさに資本主義経済の法則に対応するものである点に，新しい性格をもっていた」とされる。言い換えれば，「近代財政」は「資本主義の論理的帰結」に他ならないのである（武田他［1964：30ff., 166ff.］）。このように，マルクス主義財政学においては，「近代財政」は単に前記の特徴を備えたものという理解ではなく，「資本主義の発展法則」に対応するものであると捉えられている[(2)]。「近代財政」を「資本主義財政」と同義で用いる（鈴木・武田編［1956：3f.］），あるいは，「近代的」という言葉を「ブルジョア的ないし資本制的と同義の言葉」として捉えるとされることがあったのは（佐藤［1965：7］），このような見方によるものだと言える[(3)]。この見方が少なくとも一時期まで，日本の財政学において極めて大きな影響力を持っていたことは間違いないだろう。

2.　個別の財政制度における「近代」

以上のように，「近代財政」は基本的に，（1）資本主義経済に立脚する，（2）租税収入にその基礎を置く，（3）議会によって統制され，「公的」なものとみなされる，といったものとして捉えられてきたことを見た。しかし一方で，財政の個別的な制度に関しても「近代」ないしは「近代的」という言葉を冠する場合も多く見られる。つまり，「近代税制」，「近代公債」，「近代予算」といった言葉も多く用いられてきた。これらは一見，単に「近代財政」における個別の制度を述べたに過ぎないようにも思えるが，それぞれを見ていくと，それぞれに別個の「近代」の意味があるようにも思われる。

まず「近代税制（租税）」ないしは「近代的税制（租税）」という言葉であるが，そもそも「近代財政」が「租税国家」の財政であるとするならば，「租税」ないしは「税制」という言葉に「近代」を冠すること自体，同語反復のようにも思われる。それでも「近代税制」ないしは「近代租税」という言葉が用いられることもある。例えば，藤田［1948］は「近代租税制度」は一般に，収得税，支出税，流通税，地方税で構成されているとみなし，そのうち収得税を「近代の資本主義的租税制度

（2）　ただし，ここでの検討対象は，「マルクス主義的財政学」と言うよりも「宇野派」の財政学と言うべきかもしれない。この点は今後さらに検討する必要があろう。

（3）　ただし佐藤進は，後の自身のテキストにおいては，「近代財政」を「重商主義財政」という言葉と同義で使用しているようであり，「近代財政」の具体的な内容についても述べている（佐藤［1982：12f.］）。

において最も重要な租税であり，その根幹をなすもの」としている（藤田［1948：3ff.］）。ここでの「近代租税制度」は，単にこれまで見てきた「近代財政」における税制のことを指していると言えるかどうかは定かではない[(4)]。少なくとも，前述の「近代財政」の捉え方から論理的に導き出されるものとは言えないであろう。

一方，特定の税目について「近代」という言葉を冠し，「近代（的）所得税」といった言葉が使われることもある。例えば，「近代的所得税の起源，その原型」ないしは「近代的所得税の始まり」は，イギリスにおける 1799 年のピットの所得税とされている（佐藤［1965：321］，宮本・鶴田［2001：3］）。そこでの「近代的所得税」は，次のような特徴を持つものであると一般に認められているとされる。それは，「（一）課税対象，課税標準，税源がすべて所得であること，（二）あらゆる所得を網羅し，かつ最低生活費をこえる所得をもつあらゆる人格を包括すること，（三）損失その他をさしひいた現実の純所得を把握すること，（四）個人の総合所得の申告にもとづくこと，（五）差別制，累進制を通じて個人の絶対的相対的担税力に適合させられていること」である（佐藤［1965：322］）[(5)]。しかし，ここでの「近代」の意味は，「近代財政」という際の「近代」とどのように関係するかは明らかではない。ただし，「近代財政における所得税制度」という意味とは異なっていることは明らかであろう[(6)]。

他方，「近代（的）公債」ないしは「近代（的）国債」という言葉は，ある程度明確な意味を持って使われている。例えば，鈴木［1966］では，「近代的国債」の特徴として次の 3 つを述べる（鈴木［1966：160f.］）。第一は，「もはや元首の私債たる性質をすこしももたず，国民全体の借金であるという『公』債的性格が明確」であることである。第二は，第一の特徴により，「国債の元利償還が国民によって，すなわちその租税負担によって保証されるものであることが明らかとなり，政府の更迭があってもそのことは変わりがない」ということである。したがって，「元首や首相や大蔵大臣の任期や生命と関係なく，長期の国債を発行することができる」。第三は，「近代的国債の多くが一定額面に分割された証券の形態をとっており，市場において売買される」ということである[(7)]。また，佐藤［1982］もほぼ同様に，「近代的公債が近代的であるゆえんは，（イ）国王の私債でなく議会が保証する国家の債務であること，（ロ）元利支払いは近代的租税による裏付けをもつこと，（ハ）債務期間が長期であり，（ニ）流通性をもつことなどである」と述べる（佐藤［1982：13］）。このような「近代的公債」の捉え方は，一般的なものであったと言えそうである（武田他［1964：251］，佐藤・高橋［1988：196f.］）[(8)]。「近代財政」を，収入の基礎を租税に置き，議会によって統制されるものとすれ

（4）　藤田［1948］は「現代」という言葉も用いており，それと「近代」との相違は明らかではない。

（5）　この「近代的所得税」の特徴の捉え方は，Fritz Neumark に拠るものである（佐藤［1965：322］）。一方，所得税における「近代性」について検討したものとして早見［1960］がある。

（6）　特に佐藤［1965］に関して言えば，同書の冒頭で「近代的」という言葉を「ブルジョア的ないし資本制的と同義の言葉」として捉えるとしているものの，上記の「近代的所得税」における「近代的」をそのように捉えたものとは言えないように思われる。

（7）　鈴木［1966］は，第三の点を「近代的国債の最も注目すべき特徴」としている（鈴木［1966：161］）。

ば，「近代的公債」が「公的」なもので，租税による裏付けを持つという点は自明のことと言える。一方，債務期間が長期であるといった点は，「近代財政」の特徴から自明のものとして導出されるかは定かではない。

「近代（的）予算制度」という言葉も使われることがある（木村［1958：90］，斎藤・高橋［1988：97］，神野［2007：84］，高橋［1974：233］，横田［1986：45］）。そこではおおよそ，議会による財政の統制，すなわち財政民主主義を制度化した予算制度という意味で使われているようである。その具体的な内容は，「政府の財政にかんする決定にたいする事前の審議および承認」，そして「財政支出の執行にたいする検査」という 2 つの過程の制度化とみなすことができる（高橋［1974：234］）。「近代財政」の重要な要素の一つは，議会によって統制され，「公的」なものとしてみなされる，という点であったが，財政民主主義はそれを実現しようとするものであると捉えることができる。その意味で，そのような予算制度は「近代予算制度」と呼ばれていると理解することができる。ただし，その「近代予算制度」が最初に成立するのは 19 世紀中頃のイギリスであったと考えられている。(9)

以上のように，「近代」という言葉は個別の財政制度を表す場合にも使用されているが，それらはただ単に「近代財政」における各制度を表すにとどまらず，それぞれに独特の意味が付与されていると言える。当然のことながら，それらの多くは「近代財政」の持つ特徴と密接な関係があるものの，「近代的所得税」のように，「近代」の意味内容が「近代財政」のそれとは離れていると思われるものも存在しており，何をもって「近代」とするかという基準は必ずしも明確ではない。加えて，それぞれの「近代的」財政諸制度が成立したことをもって，「近代財政」が形成されたと考えられているわけではないと言える。例えば，佐藤［1982］では，「近代的財政制度が大体成立したのは，1640～1716 年の間においてである」とされるが，「近代予算制度」や「近代的所得税制度」が形成されるのは，それよりもしばらく後のことであるのは明らかである。それぞれの「近代的」制度が形成されていく時期にも，ずれがあると言ってよい。

3.　近代国家論と財政

海外の西洋史研究においては，「近代国家」の形成過程に関する膨大な研究蓄積が存在し，今日においてもその研究は盛んであると言ってよい。同時に，特に 1990 年代以降におけるそれらの研究の

---

(8)　ただし，武田他［1964］および佐藤・高橋［1988］では，債務期間が長期である点を「近代的公債」の要件には含めていない。一方，池田［1958］は，「近代公債と前近代的公債との区分のうち，もっとも重要な点は近代公債が長期，低利かつ無担保ということである」とし，「近代公債」は長期のものであるだけでなく，低利かつ無担保であるということをその特徴とみなしている（池田［1958：109］）。

(9)　他方，「現代予算制度」という言葉が，「近代予算制度」とは明確に区別されて使われていることもある（神野［2007：85］，横田［1986：49］）。神野［2007］は，「現代予算制度」は，（1）大衆民主主義が成立し，（2）利害関係が多元化した，という意味で「近代予算制度」とは異なるとする。

特徴として，財政制度に対する関心の高まりを挙げることができるだろう。すなわち，「近代国家」の形成過程を理解する上での，財政史の重要性が認識されるようなったのである。それまでも財政に関する歴史研究は存在していたものの，Hoffman and Norberg［1994］によれば，それらの研究は，財政と国家形成との関係性を明らかにできていなかった。したがって，「近代国家」形成における財政の重要性に着目したものは，「新しい財政史（new fiscal history）」とも呼ばれるようになったのである（Hoffman and Norberg［1994：2］，Tracy［1994：563］など）。このように，西洋史研究においては，特に「近代国家」形成との関係で財政史に注目した研究が蓄積されている。これらの西洋史研究の分野における比較的新しい研究成果を見ていくことで，既存の財政学に対して何か得られるものはないか，相対化できる部分がないか検討したい。(10)

(1) Tilly らの「近代国家」研究，Brewer の「財政＝軍事国家」論

第一に検討するのは，Charles Tilly を代表とする国家形成に関する研究である。Tilly はヨーロッパにおける国民国家の形成に関する研究の第一人者として有名である。Tilly の国家論の特徴として一つ挙げられるのは，国家形成における戦争の役割を重要視していることであろう。すなわち，戦争のための軍事的な機構の整備を進める中で，領土の統合，中央集権化，強制力の独占などといった，国家形成の基本的なプロセスが進行していったと考えるのである。これが「戦争が国家を作り出した」という有名な文の基本的な意味であった（Tilly［1975：42］）。Teschke［2010］によれば，「戦争が国家を作り出す」という主張において想定されている因果連鎖の図式は，次のように表される（Teschke［2010：42］）。

地域での対立 → 戦争 → 軍事技術・軍事組織の革新 → 経費の増大 → 公的な資源徴収（public resource extraction）の増大 → 課税や財政の新しい形 → 官僚制化 → 中央集権化・合理化 → 暴力的手段の中央による独占 → 近代的統治

この図式にも表されているように，戦争に対する軍事的な必要のために経費が増大する中で，そのために必要な資金をどのように調達するのか，という点が問題となってくる。その中で財政制度ないしは租税制度の発達が必要とされ，ひいては官僚制の発達などにもつながっていく。その意味で，「国家」の形成と財政制度・租税制度との間には密接な関係があるとされるとともに，戦争を原動力とした「国家」形成のプロセスの中で，「副産物」の一つとして，財政・租税制度も発展してい

(10) 以下で西洋史研究の内容を見ていく中で「近代（的）」と記載したものの原語は，基本的に “modern” である。しかし，その “modern” は，以上で見てきた日本語の「近代」とどの程度近い意味で用いられているのか，という問題がある。それを明らかにするには，日本語においても「近代」という言葉がどのように用いられてきたか，そして財政学の中ではどうであったか，といった点の検討が必要であるが，本稿では立ち入らない。

くとされるのである。このような見方は，今日においては一つの通説であると言ってよい。例えば，Michael Mann はその著書において次のように述べる。「国家財政は対外戦争によって左右されていた。…（中略）…戦争の度ごとに，国家は二段階で規模を広げた――すなわち，当初は軍事費の増大，後には（借金の）弁済の増大である」，「近代国家の成長を財政面からとらえると，主として国内的観点からではなく，暴力という地政学関係の観点から説明することができる」（マン［1986=2002：528，532］）。加えて，Christopher Pierson が「近代国家」の持つ特徴を論じる際，暴力手段の支配，官僚制度など並んで，「租税（taxation）」を加えたのも，以上のような意味においてであった。「近代国家は大きな，そして規則的な税収なしには存在しえなかった」とされるのである（Pierson［2011：6，24ff.］）[(11)]。

Tilly らによるこのような見方は，Pierson も指摘するように，シュンペーターの『租税国家の危機』における主張を一面で引き継いだものと言える（Pierson［2011：25］）。シュンペーターが「財政需要がなければ，近代国家創成への直接誘引は存在しなかったであろう」と述べた時，その「財政需要」として想定されていたのは，戦争だったはずだからである（シュムペーター［1918 = 1983：29］）。

一方，以上の議論とも関係するもので，John Brewer の「財政＝軍事国家」論がある。Brewer は 17 世紀末から 18 世紀にかけて，大国として成長していく過程のイギリスを「財政＝軍事国家」と呼んだ。「財政＝軍事国家」は，巨額の軍事費負担を大規模な増税および国債の発行によって賄うと同時に，それらを支える中央集権的な行政組織を発達させた国家を指している。ブリュア［1989 = 2003］はその財政＝軍事国家が形成されていく過程を明らかにしたものである。財政制度の発達そのものを主眼に据えた点において，Tilly のような，財政制度を「近代国家」形成の「副産物」として捉えるものとは少し異なるものの，軍事との関係を重視している点では共通していると言える。

(2) Bonney らの「財政国家」論

「近代国家」形成期における財政制度の形成について研究したものとして，Richard Bonney らの研究を除くわけにはいかない。Bonney らは「近代国家の起源」の研究プロジェクトの一環として財政史の研究を行い，その後はより具体的に各国のケーススタディを行った。さらに，Bonney と Ormrod はそれらの研究をもとに，財政制度の発達に関するモデルを作ろうとした（Bonney［1995］，Bonney［1999］，Ormrod et al.［1999］）。

この Bonney や Ormrod らの研究も，一面ではシュンペーターの議論を引き継ぐものであったと言える。ただし，それは Tilly らとは異なる意味においてであった。Bonney らが最終的に行おうとしたことは，シュンペーターが論じた「領邦国家（domain state）」から「租税国家（tax state）」へ

（11） 後述する Bonney も，軍事的な必要性がヨーロッパにおける財政システムの発展の原動力となったとする（Bonney［1999：9］）。

の移行のような，財政制度の変化をモデル化することであったと言える。もっとも，「領邦国家」と「租税国家」という 2 つの段階については，それ以前に Krüger［1987］によってモデル化されていた。Bonney らはそれを修正し，財政制度の発達を「貢納国家（tribute state）」，「領邦国家」，「租税国家」，「財政国家（fiscal state）」の 4 つの段階に区分した[(12)]。すなわち，彼らによれば「租税国家」よりさらに発展した財政制度の段階として「財政国家」があり，その「財政国家」とは持続的な公債の累積を可能とするような国家を指している（Bonney and Ormrod［1999］）。彼らは，1815 年までに，イギリスだけが「財政国家」の段階に達したとみなす。そして，それがイギリスをしてナポレオン軍からの防衛に成功させ，唯一の経済大国となることを可能にしたと考えるのである。

(3) オランダの「近代性」をどう捉えるか

このように Bonney らの議論では，ただイギリスだけが早期に，公債の持続的な累積に耐えうる財政制度を持つに至った，すなわち「近代的な財政国家」の段階に達したとされる。それを可能としたのは，第一に，Dickson［1967］が論じたような公信用制度の発達，すなわち「財政革命（financial revolution）」であったと言える。イングランド銀行による，比較的低利で長期の国債発行，そして議会によるその返済の保証により，増大する戦費等を調達することが可能となったのである。第二は，O'Brien が明らかにしたような，イギリスにおける税負担の増大である。イギリスにおける税負担は 1660 年代から 1815 年の間に，実質的に 18 倍に増大したとされる。それは，アンシャン・レジーム期のフランスと比較してはるかに大きいものであり，時には 2 倍以上の負担となっていた。O'Brien によれば，そのようなイギリスの税負担の増大は，経済成長だけでは説明できない。さらに，フランスを大きく凌ぐ税負担の増大にも関わらず，イギリスではフランスほど租税に対する反発を引き起こすことなく，それに成功した。それを可能としたのは内国消費税（excise）であったとされる。所得弾力性の高い商品・サービスに対する課税を強化する一方，食料などの必需品に対する課税は避けることによって，大きな反発を引き起こすことなく，巨額の税収の獲得が達成されたのである（オブライエン［1988=2000］）。

しかし，以上のようなイギリスにおける財政制度の先進性を明らかにする研究に対し，一方で，「最初の近代経済」とも呼ばれるオランダ，そして中でもホラント州における，財政制度の早期の発達を強調する研究が出されるようになる。例えば，Tracy はイギリスでは 18 世紀に生じた「財政革命」が，ホラント州においては 16 世紀に生じていたとする（Tracy［1985］）。また，租税に関しても，ホラント州における税負担の増大は早期に生じており，16 世紀末におけるホラント州の税負担は，イギリスやフランスよりも著しく大きいものであった（Fritschy［2003］，Van Zanden and Prak［2003：130］）。

（12） ただし彼らは，すべての国家がこの 4 つの段階に即して線形に発展していくという，目的論的な視点はとらない（Bonney and Ormrod［1999：12］）。

これらの事実から，オランダ，とりわけホラント州の財政はイギリスよりも早く「近代財政」として成立していたと言えそうにも見える。しかし，ホラント州のような例と，17 世紀以降のイギリス財政を明確に区別する議論も存在する。その第一は，既述の Bonney らの「財政国家」論である。彼らは，早期に「財政国家」の段階に達したのはイギリスだけであり，オランダについては，公債の持続的な累積には失敗したと見るのである（Bonney and Ormrod［1999：10］）。第二は，主として行政・財政の中央集権制を問題とするものである。当時のオランダは，「分裂国家」とも呼ばれるように各州の自律性が大きく，税制や公債においても各州の相違が大きかった。既述のような財政制度の早期の発達が生じたのはホラント州であり，他の州も同様であったわけではない。また，アムステルダム銀行は 17 世紀の初頭に設立されていたが，イングランド銀行のような中央銀行とはならなかった。玉木［2009］は，オランダはあくまでも分権・分裂的であった一方，イギリスでは中央集権的な財政制度を発展させたことを両者の違いとして強調する。それをもって玉木は，オランダは財政制度を大きく発展させたものの，その財政制度は「イギリスほどには近代的ではなかった」とし，「オランダ財政制度の近代性を，あまりに強調してはならない」としたのである（玉木［2009：80f.］）。加えて't Hart も，オランダの分権的な制度は，早期にはメリットであったが，18 世紀以降にはむしろデメリットとなり，中央集権的なイギリスの制度に追い抜かれることとなったと見る（'t Hart［1997：22］，［2007：193ff.］）。

He［2013］による「近代的財政国家」論も，この玉木や't Hart の議論に通じるものがある。He は「伝統的財政国家（traditional fiscal state）」と「近代的財政国家（modern fiscal state）」という 2 つの区分を設ける。He は，中央集権化が進んでいない財政制度を持ち，公債にもほとんど依存していないものを「伝統的財政国家」とみなす。他方，「近代的財政国家」は次のようなものを言う。第一に，中央集権的に徴収され，統合された税収から各種の歳出を割り当てる。その結果，財政の運営は効率性を向上させる。第二に，中央集権的に徴収された税収は，市場から長期の財源を調達するための担保として利用される。つまり，He は中央集権的な財政制度を発展させた国家を「近代的財政国家」と呼び，それを中央集権的な制度を持たない「伝統的財政国家」と区別したのである。これらは，財政制度とそれを支える中央集権的な行政組織を大きな論点とした Brewer の「財政＝軍事国家」論とも関係していると言える。このように，玉木や He は，財政制度の「近代性」の指標として，「中央集権制」という視点を提示したと言えよう。

4.　結びに代えて

以上のように，まず従来の日本の財政学における「近代」の捉え方を見てきた。そこでは，これまでの財政学において，「近代財政」にある程度一致した認識はあると考えられるものの，「近代公債」，「近代所得税」の例など，その時々によって「近代」に独特の意味が付与されていることも明

らかとなった。その意味で，財政学は「近代財政」をその対象とすることが自明であると考えられてきたものの，何をもって「近代」とするか，という基準は必ずしも明確ではなかったと言える。

続けて，近年の西洋史研究における「近代国家」の形成過程に関する研究において，財政制度に強く関心が持たれていることを見てきた。これらの研究から示唆される，財政学においてこれまで検討されることが少なかった論点について考えることで結びに代えたい。

第一は，戦争ないしは軍事と財政制度の変化との関係である。Tilly らが論じていたように，戦争を原動力として「近代国家」が形成されていく中で，財政制度も発達していくという見方は，今日の西洋史の分野では一つの通説となっていると言える。この点はシュンペーターやゴルトシャイトによっても早くから指摘されており[(13)]，財政学においても認識されているように思われるものの，それ自体が研究の主題になることは稀であったと言える。Tilly に関しても，Brewer の「財政＝軍事国家」論に関しても，財政学においてはこれまでほとんど注目されてこなかったと言ってよい。それは，「近代的」な財政制度の発展について行われてきた財政学における研究が，主としてマルクス主義財政学に基づいていたことに起因している面が強いと考えられる。

第二に，Bonney らが提唱した「財政国家」という概念についてである。既に見たように，「近代財政」は「租税国家」の財政とほぼ同義のものとして考えられてきた。しかし，Bonney らの議論では，イギリスの「近代性」は，同国が「租税国家」だったからではなく，それを超えて「財政国家」となったところにあった。その意味で，「租税国家」と明確に区別されているこの「財政国家」概念を財政学ではどのように考えるか，という問題があろう。

第三に，行政・財政制度の中央集権制の問題である。前述のように，玉木や He は財政制度の「近代性」を判断する際，その中央集権制を一つの視点として重視した。何をもって「中央集権」と判断するかという問題は難しいと考えられるが，いずれにせよ，財政学では「近代財政」と「中央集権制」との関係性についてあまり論じてこなかったと言える。Brewer の論じたように，イギリスの「財政＝軍事国家」を支えたものとして，財政部局，とりわけ内国消費税に関する官僚的な行政制度が重要であったことを考えると（ブリュア［1989 = 2003］第 3 章，第 4 章），この論点は必ずしも軽視できない。それは，早期に発展したとされるオランダ・ホラント州の財政制度などをどのように評価するか，という問題においても重要な視点となってくる。

ただし，一方で西洋史研究の議論においては，財政学において重要視される財政民主主義の問題にあまり注意が払われていない点は留意する必要があろう。すなわち，議会による財政統制の問題にはあまり関心が寄せられていない。事実，税制や公債の制度の研究は数多く存在するものの，予算制度まで視野に含めた研究は数少ないと言える。それは，「近代国家」研究において，国家形成と戦争との関係が注目されてきたことと関係していると考えられる。すなわち，いかにして戦争に必

（13） ゴルトシャイトによる指摘については井藤［1962：94］を参照。

要な巨額な軍事費を調達するか，という視点からは，財源調達の方法である租税や公債には大きな関心が寄せられる一方で，手続きとしての予算制度は重要な要素としてみなされるに至っていないと言える。この点は，西洋史研究における財政史研究と，財政学における財政史研究の相違点であるように思われる。事実，近年，大島通義が「財政国家」概念の有効性を認めつつも，財政の持つ「公共性」ないしは「正当性」に着目して「予算国家」という概念を提示したのは（大島［2013：38］），その両者の視点の違いを表すものとも言えよう。ただし，そうであるとしても，近年の西洋史研究から示唆される論点もある。その一つは，予算制度と財政の「公共性」・「正当性」との関係に関するものである。

例えば，「予算の制度化」を先頭を切って実現させた国はイギリスとされるが，それは 18 世紀末頃から進んでいったと見られている（大島［2013：165ff.］）。しかし，イギリスにおける税負担の急上昇は，予算制度が形成されてくる以前の名誉革命以降から既に生じている（O'Brien and Hunt［1993］）。また，オランダのホラント州では，イギリスのような市民革命が起こった後に税負担が増大したわけではなく，オランダで統一的な予算制度が形成されていく過程で税負担が増大したとも言えない。(14) 前述のように，ホラント州における税負担の大きな上昇は 16 世紀から既に生じていたのである。予算制度が「公共性」・「正当性」を担保するのであれば，予算の制度化が進む以前における，財政規模ひいては租税負担の大きな上昇をどのように捉えればよいのであろうか。その点，ホラント州においては税負担が増大する中でも租税抵抗運動が多くは発生しておらず（'t Hart［2014：158］），公債についても自発的な購入者に頼ることができていたという事実は興味深い。その意味で，予算制度がなければ財政の「正当性」は担保されない，と言えるのかどうか，という論点が示唆されていると思われる。この問題を考える上では，「近代」以前の財政についても，単に「近代」までの道程という意味にはとどまらない，重要な意味を見出すことができる可能性もあるのではないだろうか。

最後に，西洋史研究が「近代国家」形成の文脈において財政制度の重要性を認識し，財政史研究が盛んになった一方で，反対に今日の財政学においては同時期の財政史研究がほとんど行われていないという現状をどのように考えるか，という点を検討して結びとしたい。

戦後の財政学においては，日本に限らず，他国も含めた財政の歴史に関する研究が広く行われていたと言える。ただし，その多くは純粋に歴史的事実を明らかにしようというものではなく，マルクス主義的なものであり，とりわけ宇野派的なものであった。例えば宇野派においては，資本主義の歴史的な「発展段階」に応じた財政のあり方を明らかにすることが財政学であると考えられた（武田［1985：はしがき，第 1 章］）。そのため，歴史的な研究を行うことの意味は自明であったと言ってよい。しかし，そのような見方が影響力を落としていく中において，財政学における歴史研究も減

（14） オランダで最初の国家予算（national budget）が議会に提出されたのは 1800 年前後だったとされる（Fritschy and Voort［1997：64］）。

少していったと考えられるのである。もっとも，今日の財政学においては，マルクス主義財政学に基づかない，より実証的な財政史研究が盛んになってきているとも言える。しかし，資本主義の「発展段階」に応じた財政のあり方を明らかにするという目的を持たない今，財政史研究においてもより明確な現状分析的ないしは政策論的含意が求められているように思われる。その結果，財政史研究の対象となるのは，比較的近年の時期となりやすく，「近代国家」研究が対象としているような時期の研究は難しいものとなっているのではないだろうか。

もともと，財政学が「近代財政」をその対象として限定し，それ以前の財政は対象とする必要がないとしていたのは，「近代財政」が，「いまの日本のような国家の財政，それと歴史的な段階をほぼ等しくしている」ためであり（大内・武田［1955：6］），また「われわれの現実の問題にもっとも密接な関係をもっている」からであった（高橋［1988：4］）。しかし，既に述べたように「近代財政」の形成期に関する研究は，今日の財政学においては稀であると言ってよい。もしそれが，それほど過去の時期に関する研究が，今日的な意義を持たないからであるとすれば，財政学がその対象を「近代財政」としてきたこと自体を，今日ではどのように考えるべきなのか，[15] といった問題が出てくるように思われる。

（経済学部助教）

参 考 文 献

Bonney, Richard (ed.)［1995］*Economic Systems and State Finance*, Oxford University Press.

Bonney, Richard (ed.)［1999］*The Rise of the Fiscal State in Europe, c. 1200–1815*, Oxford University Press.

Bonney, Richard and W. Mark Ormrod［1999］“Introduction: Crises, Revolutions and Self-Sustained Growth: Towards a Conceptual Model of Change in Fiscal History,” in Ormrod et al.［1999］.

Dickson, P. G. M.［1967］*The Financial Revolution in England: A Study in the Development of Public Credit 1688–1756*, Macmillan.

Fritschy, Wantje［2003］“A ‘Financial Revolution’ Reconsidered: Public Finance in Holland during the Dutch Revolt, 1568–1648,” *Economic History Review*, Vol. 56, No. 1.

Fritschy, Wantje and René Van Der Voort［1997］“From Fragmentation to Unification: Public Finance, 1700–1914,” in ’tHart et al., *A Financial History of the Netherlands*, Cambridge University Press.

He, Wenkai［2013］*Paths toward the Modern Fiscal State: England, Japan, and China*, Harvard University Press.

Hoffman, Philip T. and Kathryn Norberg［1994］“Introduction,” in Hoffman et al., *Fiscal Crises, Liberty, and Representative Government, 1450–1789*, Stanford University Press.

（15） 加えて，そうであるとすれば，対象として「今日的な意義を持つ」時代と，「近代」とを区別するものは何なのか，といった問題も出てくるであろう。

Krüger, Kersten［1987］“Public Finance and Modernization: The Change from Domain State to Tax State in Hesse in the Sixteenth and Seventeenth centuries - A Case Study,” in Witt, *Wealth and Taxation in Central Europe: The History and Sociology of Public Finance*, Leamington Spa.

O'Brien, Patrick and Phillip Hunt［1993］“The Rise of a Fiscal State in England, 1485–1815,” *Historical Research*, Vol. 66, Issue 160.

Ormrod, W. Mark, Margaret Bonney and Richard Bonney (eds.)［1999］*Crises, Revolutions and Self-sustained Growth: Essays in European Fiscal History, 1130–1830*, Shaun Tyas.

Pierson, Christopher［2011］*The Modern State*, 3rd Edition, Routledge.

Teschke, Benno［2010］“Revisiting the “War-Makes-States” Thesis,” in Asbach et al., *War, the State and International Law in Seventeenth-Century Europe*, Ashgate.

't Hart, Marjolein［1997］“The Merits of a Financial Revolution: Public Finance, 1550–1700,” in 't Hart et al., *A Financial History of the Netherlands*, Cambridge University Press.

't Hart, Marjolein［2007］“Mobilising Resources for War: The Dutch and British Financial Revolutions Compared,” in Torres Sánchez, *War, State and Development. Fiscal-Military States in the Eighteenth Century*, Ediciones Universidad de Navarra, S. A.

't Hart, Marjolein［2014］*The Dutch Wars of Independence: Warfare and Commerce in the Netherlands 1570–1680*, Routledge.

Tilly, Charles［1975］“Reflections on the History of European State-making,” in Tilly, *The Formation of National States in Western Europe*, Princeton University Press.

Tilly, Charles［1992］*Coercion, Capital, and European States, AD 990–1990*, rev. edn., Blackwell Publishing.

Tracy, James D.［1985］*A Financial Revolution in the Habsburg Netherlands: Renten and Renteniers in the Country of Holland, 1515–1565*, University of California Press.

Tracy, James D.［1994］“Taxation and State Debt,” in Brady et al., *Handbook of European History, 1400–1600: Late Middle Ages, Renaissance, and Reformation*, E. J. Brill.

Van Zanden, Jan and Maarten Prak［2003］“Towards an Economic Interpretation of Citizenship: The Dutch Republic between Medieval Communes and Modern Nation-states,” *European Review of Economic History*, Vol. 10, No. 2.

池田浩太郎［1958］「公債の現状分析」，高橋長太郎・林栄夫編『近代財政講座　第 3 巻』春秋社。

井藤半彌［1962］『財政学総論』千倉書房。

大内兵衛・武田隆夫［1955］『財政学』弘文堂。

大島通義［2013］『予算国家の〈危機〉——財政社会学から日本を考える』岩波書店。

大畑文七［1939］『財政学序説』有斐閣。

オブライエン，パトリック著，玉木俊明訳［1988 = 2000］「イギリス税制のポリティカル・エコノミー 1660–1815 年」，『帝国主義と工業化 1415–1974』ミネルヴァ書房。

木村元一［1958］『近代財政学総論』春秋社。

斎藤博孝・高橋誠［1988］「予算制度」，高橋誠・柴田徳衛編『財政学　第 3 版』有斐閣。

佐藤和義・高橋誠［1988］「公債」，高橋誠・柴田徳衛編『財政学　第 3 版』有斐閣。

佐藤進［1965］『近代税制の成立過程』東京大学出版会。

佐藤進［1982］『新版　財政学』税務経理協会。

シュムペーター著，木村元一・小谷義次訳［1918 = 1983］『租税国家の危機』岩波書店。

神野直彦［2007］『財政学　改訂版』有斐閣。

鈴木武雄［1966］『〈新訂版〉近代財政金融』春秋社。

鈴木武雄・武田隆夫編［1956］『財政学』青林書院。

高橋誠［1974］「予算論」，林栄夫・柴田徳衛・高橋誠・宮本憲一編『現代財政学 1　現代財政学体系』有斐閣。
高橋誠［1988］「財政とは何か」，高橋誠・柴田徳衛編『財政学　第 3 版』有斐閣。
武田隆夫［1985］『財政と財政学』東京大学出版会。
武田隆夫・遠藤湘吉・大内力［1964］『再訂　近代財政の理論』時潮社。
玉木俊明［2009］『近代ヨーロッパの誕生――オランダからイギリスへ』講談社。
玉木俊明［2012］『近代ヨーロッパの形成――商人と国家の近代世界システム』創元社。
ド・フリース，J，A・ファン・デァ・ワウデ著，大西吉之・杉浦未樹訳［1997 = 2009］『最初の近代経済――オランダ経済の成功・失敗と持続力　1500–1815』名古屋大学出版会。
早見弘［1960］「所得税の近代性について」，『商学討究』（小樽商科大学）10 巻 3 号，pp.63–84。
肥後和夫［1993］「財政学を学ぶにあたって」，肥後和夫編『財政学要論　第 4 版』有斐閣。
藤田武夫［1948］『近代租税制度』河出書房。
ブリュア，ジョン著，大久保桂子訳［1989 = 2003］『財政＝軍事国家の衝撃』名古屋大学出版会。
マン，マイケル著，森本醇他訳［1986 = 2002］『ソーシャル・パワー――社会的な〈力〉の世界歴史 I』NTT 出版。
宮本憲一・鶴田廣巳［2001］『所得税の理論と思想』税務経理協会。
横田茂［1986］「予算と財政民主主義」，廣田司朗・斎藤博・重森暁『財政学講義』有斐閣。
吉田震太郎［2001］『現代財政入門　第二版』同文舘出版。